

和歌山県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげるため、医療施設等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、次に掲げるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- (1) 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱（令和7年5月2日付け厚生労働省発医政 0502 第8号厚生労働事務次官通知の別紙）
- (2) 医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け医政発 0401 第5号厚生労働省医政局長通知の別紙）
- (3) 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、支援金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

(対象施設)

第3 補助金の交付対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、令和7年3月31日時点で次に掲げる診療報酬のいずれかを地方厚生局に届け出ている和歌山県内の病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションとする。

- (1) 0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- (2) P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- (3) 0102 入院ベースアップ評価料（医科）
- (4) P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
- (5) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

(補助事業)

第4 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象施設において、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図るために実施する次に掲げる取組のいずれか（複数可）とする。

- (1) ICT機器等の導入による業務効率化
タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- (2) タスクシフト／シェアによる業務効率化
医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
- (3) 補助金を活用した更なる賃上げ
処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(交付額の算定方法)

第5 補助金の交付額は、次表に定める基準額と補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額

に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

施設種別	基準額
病院、有床診療所（許可病床数が 5 床以上）	許可病床数 × 4 万円
有床診療所（許可病床数が 4 床以下）、無床診療所、訪問看護ステーション	1 施設 × 18 万円

（交付申請）

第 6 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付の申請をしなければならない。

2 補助事業者が補助金の交付の申請をする場合は、交付申請書兼口座振込依頼書（別記第 1 号様式）及び生産性向上・職場環境整備等支援事業計画書（別記第 2 号様式）に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。

3 2 の規定にかかわらず、申請時において、既に実施した補助事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、交付申請書兼口座振込依頼書（別記第 1 号様式）及び生産性向上・職場環境整備等支援事業計画書兼実績報告書（別記第 3 号様式）に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。

4 2 及び 3 に規定する必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 振込先口座確認書（別記第 4 号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

5 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

6 規則第 13 条の規定にかかわらず、3 の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該補助金の実績報告があったものとみなす。

（交付決定）

第 7 知事は、第 6 の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が本要綱その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該通知は、知事の交付決定に基づく事務局からの通知に代えることができる。

2 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 規則第 14 条の規定にかかわらず、第 6 の 3 の規定による補助金の交付の申請に対する交付の決定を行った場合は、当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(交付条件)

第8 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときにおいては、変更承認申請書（別記第5号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は該当補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税等仕入控除税額報告書（別記第6号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) (1)から(7)までに掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付方法)

第9 喫緊の課題に対応するための支援という本補助金の趣旨を踏まえ、補助金の交付方法は、第7の規定による補助金の交付の決定の後に概算払をし、第11の規定による補助金の額の確定の後に精算することを基本とする。ただし、第6の3の規定による補助金の交付の申請に対する交付の決定を行った場合は、精算払とする。

(実績報告)

第 10 第 6 の 2 の規定による補助金の交付の申請を行った補助事業者は、補助事業が完了したときは、概算払精算書（別記第 7 号様式）及び生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書（別記第 8 号様式）に知事が必要と認める書類を添え、知事に報告しなければならない。

(額の確定)

第 11 知事は、第 10 の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(請求書の省略)

第 12 規則第 16 条の規定にかかわらず、第 7 の規定により補助金の交付の決定を補助事業者に通知した日に、補助事業者から請求書の提出があったものとみなす。

(交付決定等の取消し)

第 13 知事は、補助事業者が規則第 17 条及び次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合
- (2) 事業内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められる場合

(補助金の返還)

第 14 知事は、第 13 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 11 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。